

介護予防・日常生活支援総合事業

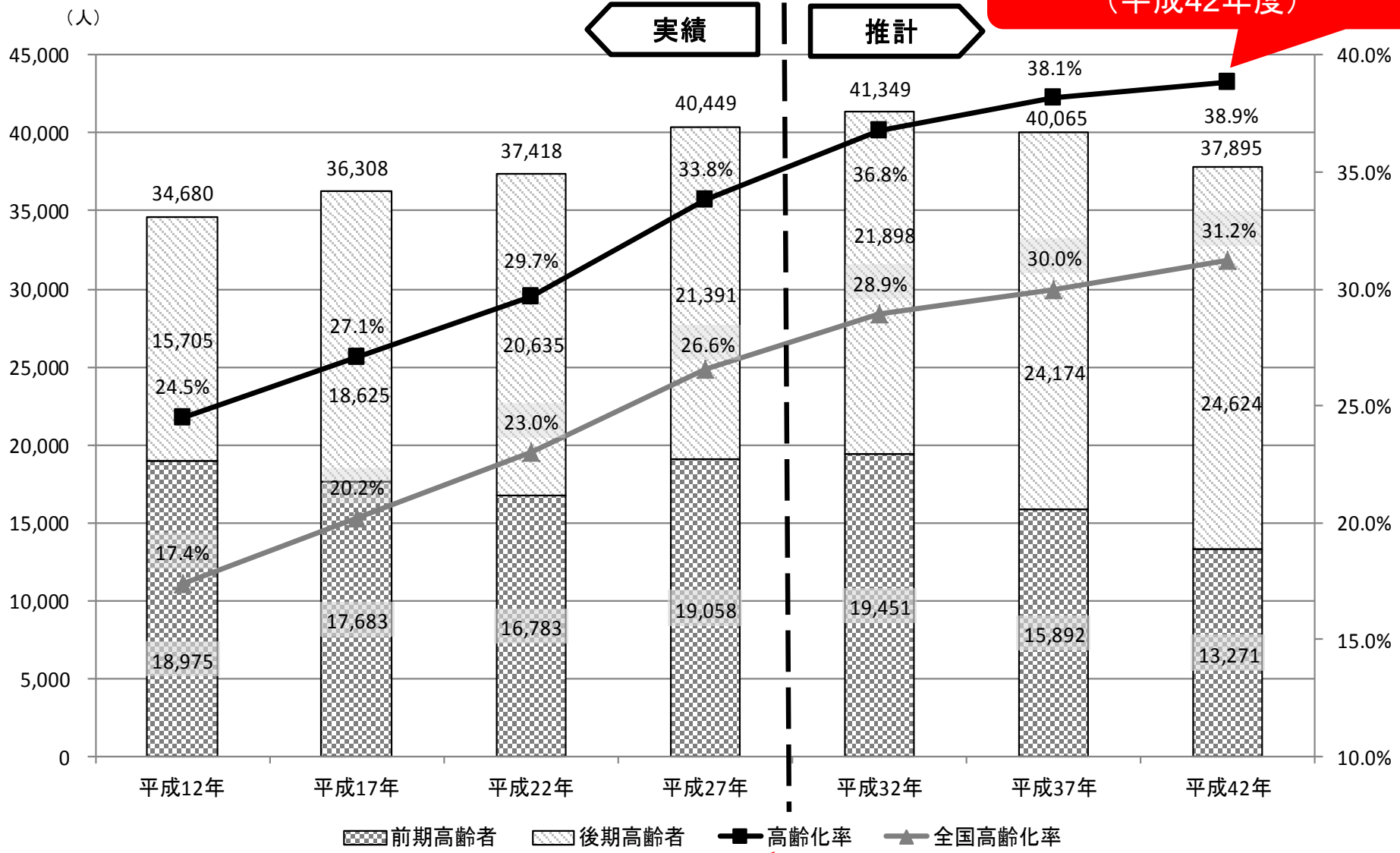
令和元年8月30日

大牟田市 保健福祉部
健康福祉推進室 福祉課

1.現状

大牟田市高齢者の推移

後期高齢者の割合が25%に
(平成42年度)



高齢者人口がピークに(平成31年度)

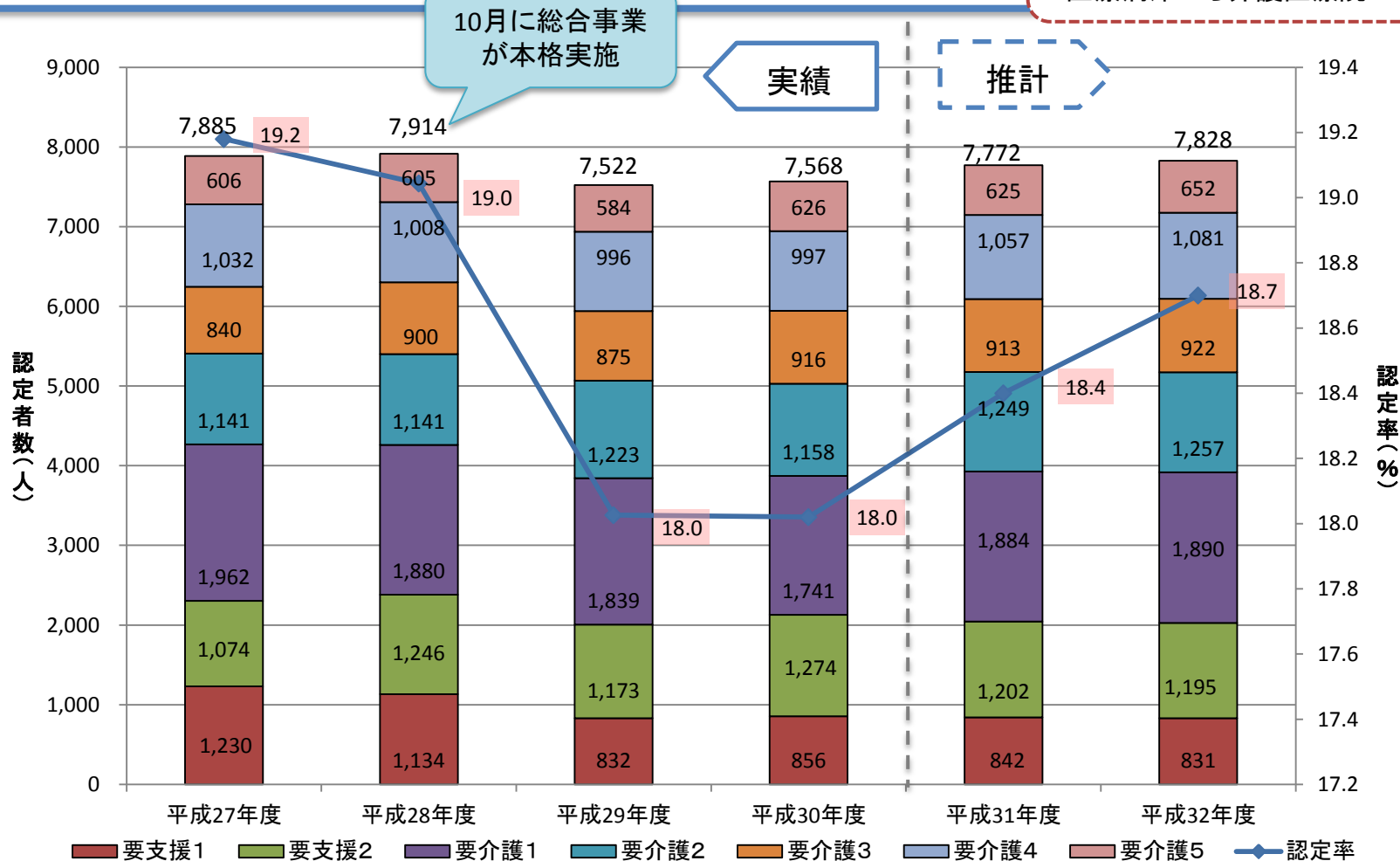
大牟田市: 住民基本台帳(各年10月1日現在)
推計はコーホート要因法による
全 国: 国立社会保障・人口問題研究所 3

要介護等認定者数と認定率

(実績値は毎年度10月1日現在)

【認定者数が増える要因】

- ・後期高齢者の増加によるもの
- ・医療病床から介護医療院への転換

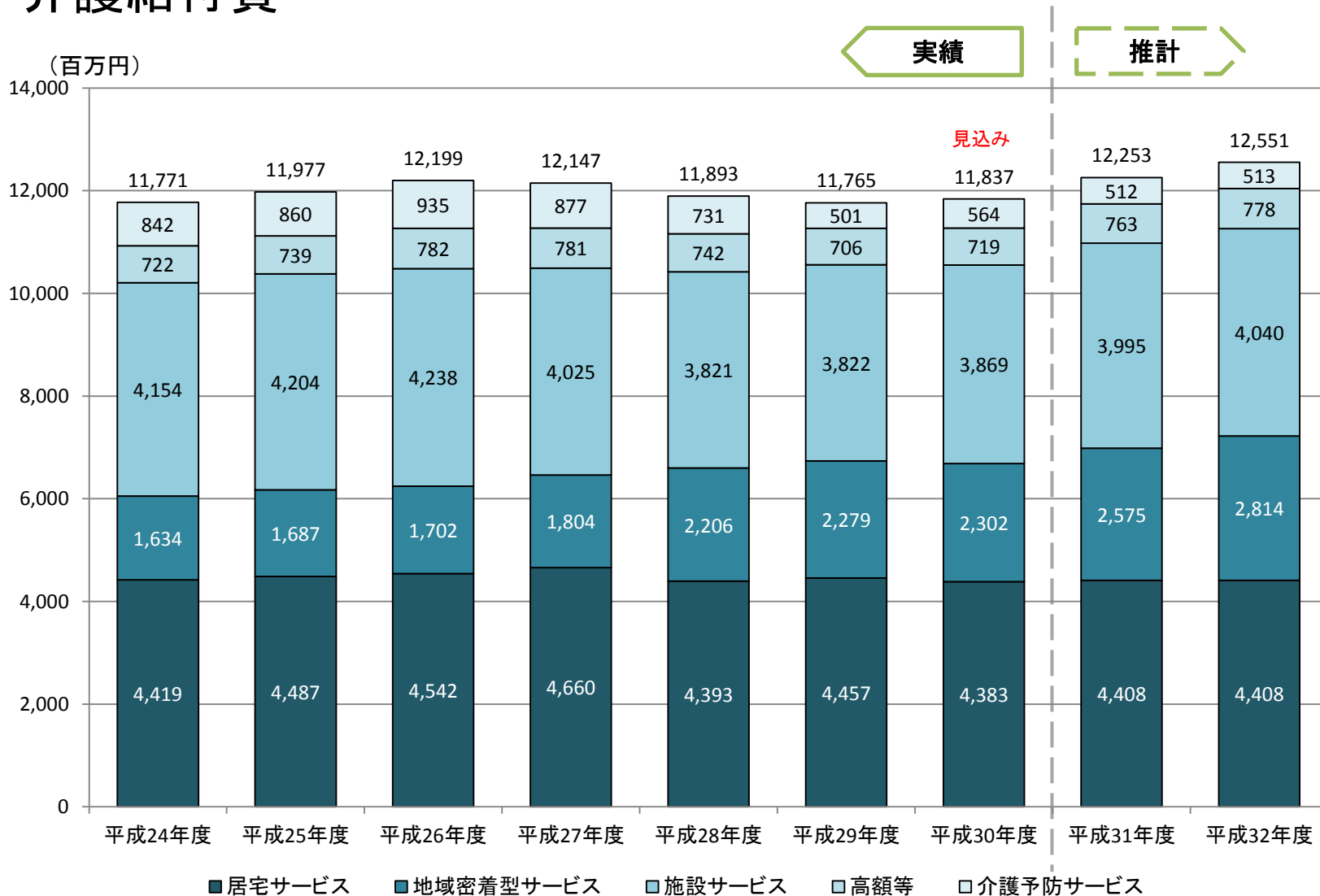


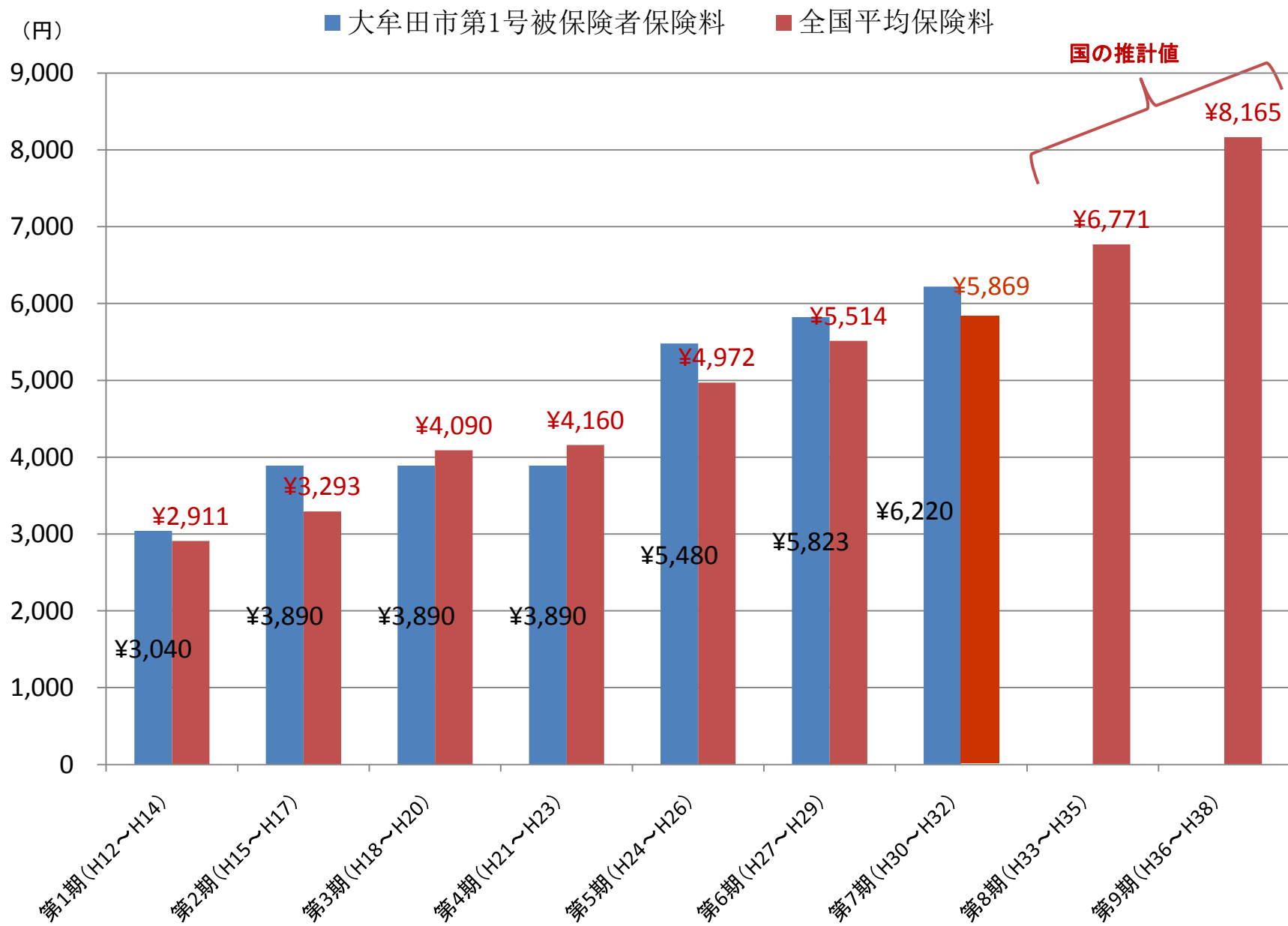
高齢者人口は平成31年をピークとして減少していく見込みとなっていますが、医療や介護の必要性がより高い75歳以上の後期高齢者は、今後も増加していきます。

このため、要介護等認定者は増加していくものとして、高齢者人口の推計並びに過去の認定者の実績などにより推計しています。

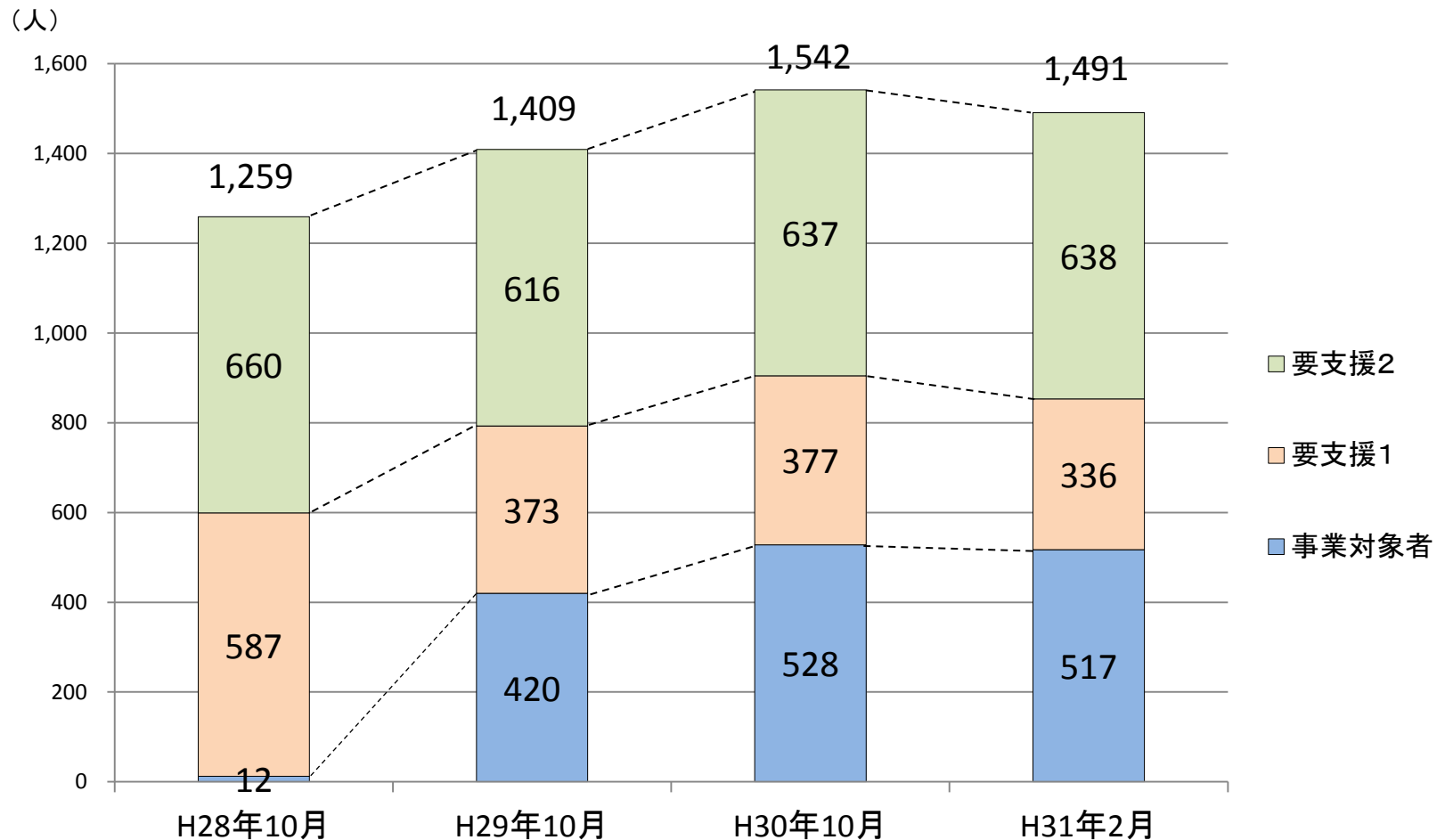
介護保険の状況

➤ 介護給付費



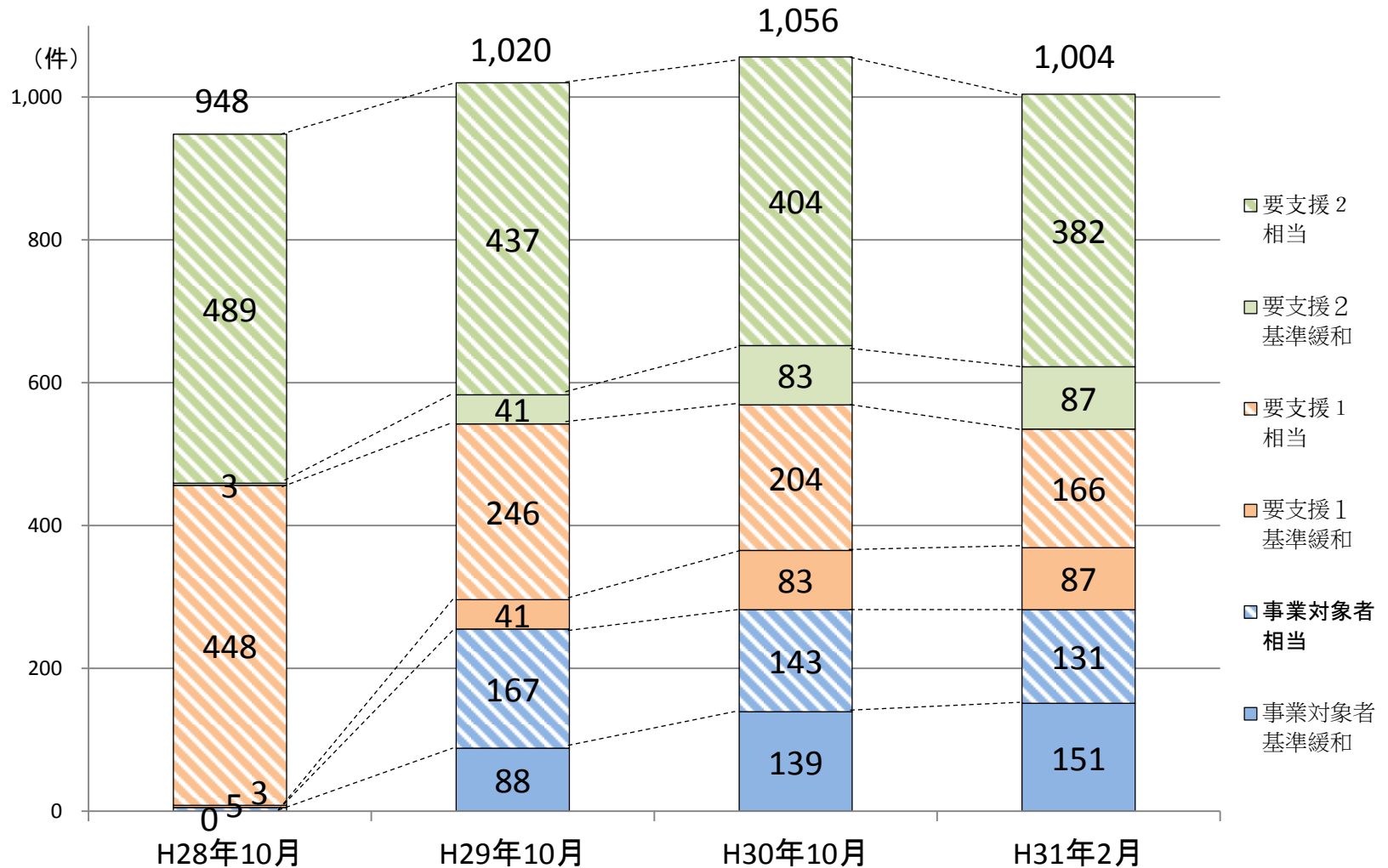


総合事業開始からの受給者の推移

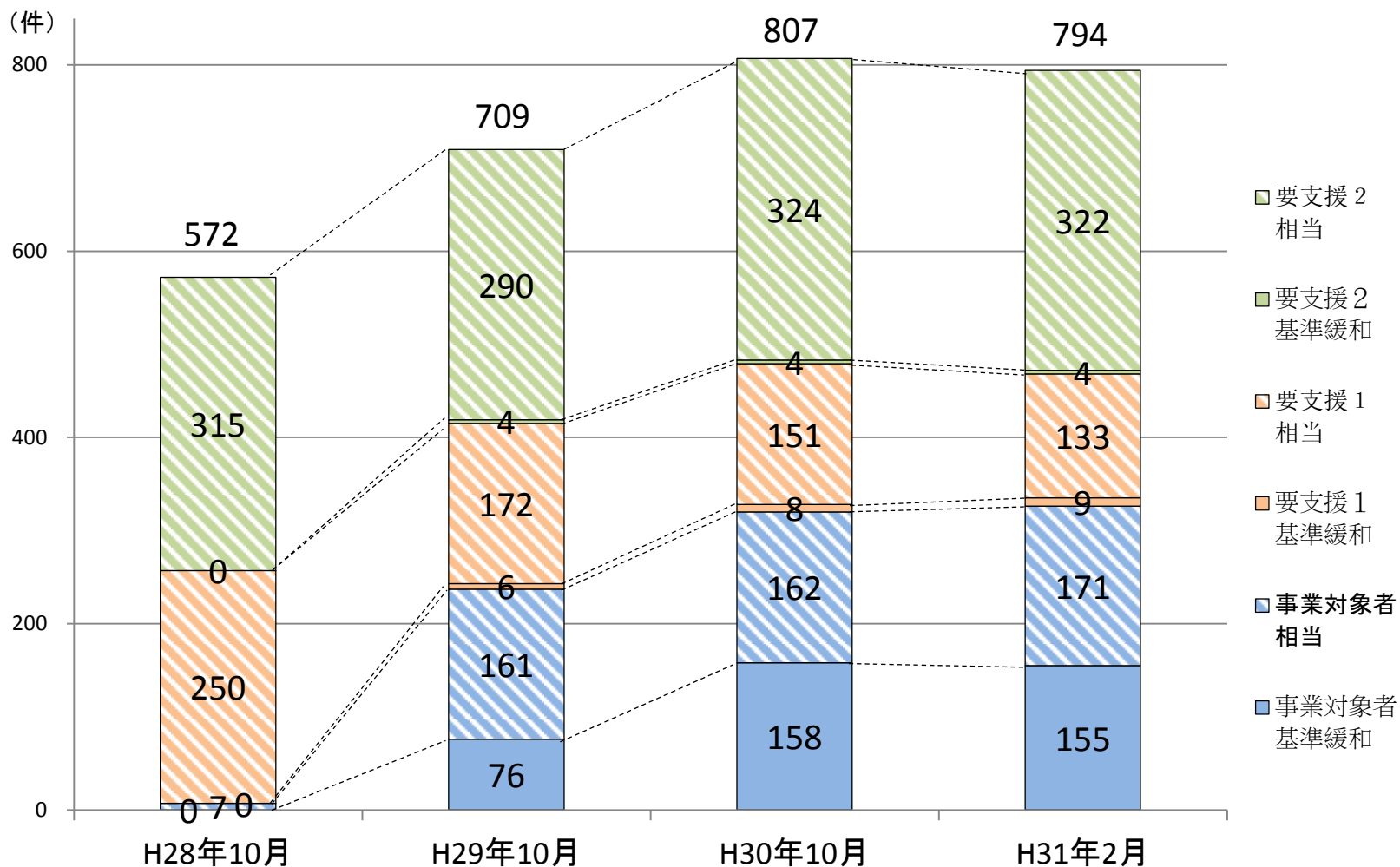


※受給者は、現物給付を受けた者の明細書を被保険者番号で名寄せした件数

総合事業開始からの 訪問サービス利用件数の推移



総合事業開始からの 通所サービス利用件数の推移



2.改定内容

1 サービスの対象者

介護予防訪問介護相当サービス

介護予防通所介護相当サービス

(現 行) 事業対象者・要支援 1・要支援 2



(改定後) 事業対象者・要支援 1・要支援 2

相当サービスは、身体介護の必要がある者を対象とする。

【見直しの対象者】

平成28年9月末時点で要支援1、2の認定者で、総合事業の相当サービスに移行した者の内、身体介護を必要としない者について、見直しを図る。

【見直し時期】

令和元年10月から（3ヶ月毎のモニタリング時に見直しを図る）

1 サービスの対象者

基準緩和型訪問サービス

基準緩和型通所サービス

(現 行) 事業対象者・要支援1・要支援2



(改定後) 事業対象者・要支援1・要支援2

基準緩和型サービスの対象者については、変更はありません。

2 支給限度額について

事業対象者＝予防給付の要支援1の支給限度額

事業対象者	要支援1	要支援2
5,003単位	5,003単位	10,473単位

令和元年8月1日現在

利用者の状態(本人の心身の状態等により週2回程度のサービスを利用することが自立支援につながるケース等)によっては、要支援1の限度額を超えることも可能。

この場合、

「事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書」を提出する。

(改定)

要支援1の限度額を超える必要がある場合は、認定申請を行い要支援2となる必要がある。
このことから、

「事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書」を**廃止**する。

3. 基準

(1) 訪問型サービス

① 介護予防訪問介護相当サービス

対 象 者	要支援1・2の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められるケース
提供事業者の指定	市指定
実 施 主 体	訪問介護事業所
人 員 基 準	管 理 者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	訪 問 介 護 員 等 常勤換算2.5人以上 【資格要件】 訪問介護の要件に同じ
	サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※一部非常勤職員も可能 【資格要件】 訪問介護の要件に同じ

①介護予防訪問介護相当サービス（つづき）

設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別サービス計画の作成 ◆運営規定等の説明・同意 ◆提供拒否の禁止 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供 ◆訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 等
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体介護（入浴、排泄、食事等の介助） ◆生活支援（掃除、洗濯、買い物、食事の準備等の支援）
サ ー ビ ス 単 位 数	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回程度の利用（1か月）：事業対象者・要支援1・2： 1,168単位 ◆週2回程度の利用（1か月）：事業対象者・要支援1・2： 2,335単位 ◆週3回程度の利用（1か月）：事業対象者・要支援2のみ： 3,704単位
利 用 者 負 担 金	1割～3割負担
加 算	有

(1) 訪問型サービス

② 基準緩和型訪問サービス

対 象 者	要支援1・2の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、心身の状況や環境等を調査した結果、下記2項目以上の支援が必要と認められるケース ◆入浴見守り、◆掃除、◆買い物、◆調理・配膳、◆洗濯、 ◆服薬確認、◆認知症、精神見守り、◆外出支援
提供事業者の指定	市指定
実 施 主 体	訪問介護事業所 又は 小規模多機能居宅介護事業所
人 員 基 準	管 理 者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	訪 問 介 護 員 等 従事者：必要数 【資格要件】 訪問介護事業所職員 又は、小規模多機能居宅介護事業所職員であって、市の指定する一定の研修を終了した者（又は福岡県の研修等、同等の研修を受けたもの）

②基準緩和型訪問サービス（つづき）

設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、 ◆必要な設備・備品
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営規定等の説明・同意 ◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援（掃除、洗濯、買い物、食事の準備等の支援）のみ 1回あたりのサービス提供時間は45～60分
サ ー ビ ス 単 位 数	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回の利用（1か月）： 818単位
利 用 者 負 担 金	1割～3割負担
加 算	無

(2) 通所型サービス

① 介護予防通所介護相当サービス

対 象 者		<p>要支援1・2の認定がある者、またはチェックリストに基づき事業の対象になった者で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められるケース</p> <p>② ①以外で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、専門的なサービスが必要と認められるケース</p>
提供事業者の指定		市指定
実 施 主 体		通所介護事業所
実 施 場 所		通所介護事業所
人 員 基 準	管 理 者	常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	生 活 相 談 員	専従1人以上
	看 護 職 員	専従1人以上
	介 護 職 員	～15人：専従1人以上、16人～：利用者1人に専従0.2人以上
	機 能 訓 練 指 導 員	1人以上
	そ の 他	<p>※生活相談員・介護職員の1以上は常勤</p> <p>※定員10人以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1人の配置で可</p>

①介護予防通所介護相当サービス（つづき）

設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ◆相談室（相談の内容が漏えいしないよう配慮） ◆静養室・事務室、◆必要なその他の設備・備品 ◆消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別サービス計画の作成、◆運営規定等の説明・同意、◆提供拒否の禁止、◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理、◆秘密保持等、◆事故発生時の対応、◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体介護(入浴、排泄、食事等介助) ◆生活援助 ◆機能訓練 等 ◆送迎サービス
サ ー ビ ス 単 位 数	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回程度の利用（1か月）：事業対象者・要支援1： 1,647単位 ◆週2回程度の利用（1か月）：事業対象者・要支援2： 3,377単位
利 用 者 負 担 金	1割～3割負担
加 算	有

①介護予防通所介護相当サービス（つづき）

専門的なサービスが必要と認められるケース

- 認知機能の低下や精神障害（うつ傾向などを含む）・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うもの
- 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが必要と特に認めたもの
- 精神疾患やパーキンソン病などの精神難病等を有するもので、専門的な支援を必要とするもの
- 人工透析を必要としているもので身体介護を必要とするもの
- 心疾患やがんなどの疾患により日常生活の動作時に支障があるもの
- 在宅酸素療法を行っており、専門的な支援を必要とするもの
- 重度の視覚・聴覚障害などで専門的な支援を必要とするもの
- 第二号被保険者（がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため）

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（老計第10号）を参照してください。

(2) 通所型サービス

② 基準緩和型通所サービス

対 象 者		要支援1・2の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、支援が必要と認められるケース
提供事業者の指定		市指定
実 施 主 体		介護サービス事業所
実 施 場 所		地域交流施設及び地域交流施設に準ずる施設 (空き家を活用した地域サロン、コミュニティセンター等)
人 員 基 準	管 理 者	管理者：専従1人以上
	生 活 相 談 員	※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	看 護 職 員	(地域交流施設に併設の小規模多機能居宅介護や認知症対応型共同生活介護の管理者が兼務することを想定)
	介 護 職 員	
	機 能 訓 練 指 導 員	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> 利用者10人以下の時は、上の管理者(専従1人以上)に加えて、専従1人(ボランティア可)以上 利用者10人を超える時は、上の管理者(専従1人以上)に加えて、利用者1人につき必要数(ボランティア可)を追加

②基準緩和型通所サービス（つづき）

設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ◆必要な設備・備品
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営規定等の説明・同意、 ◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理、 ◆秘密保持等、◆事故発生時の対応、 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動、レクリエーション等の実施 <p>※送迎：必須ではない（自分で通える人や友人等の送迎でも可） ※食事・入浴：必須ではない（希望者は実費で利用可。入浴は見守り） ※サービス提供時間：2時間程度でも可</p>
サ ー ビ ス 単 位 数	◆週1回の利用（1か月）： 1,153単位
利 用 者 負 担 金	1割～3割負担
加 算	無

(3) サービスの併用について

		訪問型サービス		通所型サービス		一般介護予防事業
		介護予防訪問介護相当サービス	基準緩和型訪問サービス	介護予防通所介護相当サービス	基準緩和型通所サービス	
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス		×	○	○	○
	基準緩和型訪問サービス	×		○	○	○
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	○	○		×	○
	基準緩和型通所サービス	○	○	×		○
一般介護予防事業		○	○	○	○	

※ 訪問型サービスどうしは併用不可

※ 通所型サービスどうしは併用不可

※ 通所型サービスは、介護予防通所リハビリテーションとの併用不可